

# 保育料の算出方法について（中央区納税通知書の様式の場合）

## 1 住民税のお支払いが給与特別徴収のみの方（会社員等で、給与から住民税を引かれている方）

(1) 該当年度の「特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」をご覧ください。

この通知は、特別徴収義務者（勤務先等）より、当該年度の5月末までに渡されることとなっています。

(2) 保育料は区市町村民税の所得割額から算出します。ただし、人的控除差調整控除以外の税額控除は適用しない場合の金額となります。以下の通り算出します。

$$\text{保育料の算定の基礎となる 区民税所得割額} = \text{A (所得割額⑥)} + \text{B (人的控除差調整控除以外の特別区民税税額控除)}$$

(3) (2) で算出した区民税所得割を保護者分で合算し、月額保育料・月極延長保育料一覧表にあてはめます。

令和 年度		特別区民税・都民税		特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）				
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	給与	課税標準	総所得③	特別区民税	税額控除前所得割額④	納付額
	給与所得調整控除後		山林所得				税額控除額⑤	
	その他の所得計		分離短期譲渡				所得割額⑥	
所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤	控除	標準	分離長期譲渡	都民税	均等割額⑦	
	医療費	配偶者	老配	扶養親族該当区分	株式等の譲渡	税額控除前所得割額④	6月分	
	社会保険料	配偶者特別	配	本人該当区分	上場株式等の配当	税額控除額⑤	7月分	
	小規模企業共済	扶養	配	特定区区分	先物取引	所得割額⑥	8月分	
	生命保険料	基礎	配	特別区区分	特定区区分	均等割額⑦	9月分	
	地震保険料	所得控除合計②	配	特別区区分	特別区区分	特別徴収税額⑧	10月分	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>B</b> 人的控除差調整控除以外の税額控除（例、ふるさと納税や住宅ローンによる控除）は、こちらの摘要欄へ、特別区民税分と都民税分に分けて表示されます。</p> </div>						特別徴収税額⑧	11月分	
						控除不足額⑨	12月分	
						既充当額⑩	1月分	
						既納付額⑪	2月分	
						差引納付額⑧-⑩-⑨、⑩	3月分	
						変更前税額⑫	4月分	
						増減額⑧-⑫	5月分	
						変更月		

## 2 住民税のお支払いに普通徴収分がある方（自営業や収入が複数ある方等で、口座振替や納付書で住民税を納めている方）

※給与特別徴収と普通徴収の両方の方法で納付している場合を含みます。

(1) 該当年度の「特別区民税・都民税納税通知書」をご覧ください。

この通知は、課税自治体より、当該年度の6月中旬までに送付されることとなっています。

(2) 保育料は区市町村民税の所得割額から算出します。ただし、人的控除差調整控除以外の税額控除は適用しない場合の金額となります。以下の通り算出します。

$$\begin{array}{l} \text{保育料の算定の基礎となる} \\ \text{区民税所得割額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ + \end{array} \begin{array}{l} \text{(人的控除差調整控除以外の} \\ \text{特別区民税税額控除)} \end{array}$$

(3) (2) で算出した区民税所得割を保護者分で合算し、月額保育料・月極延長保育料一覧表にあてはめます。

令和 年度 特別区民税・都民税納税通知書

通知書番号

地方税法第24条及び第294条、中央区特別区税条例第9条並びに東京都都税条例第24条の2の規定により、年度特別区民税・都民税の普通徴収税額及び公的年金からの特別徴収税額を決定しましたので下記のとおり通知します。

様

賦課期日氏名

賦課期日住所

口座情報

金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義人

中央区総務部税務課課税係 03-3546-5270 ~ 5275

口座振替（自動払込）をご利用の方へ

- 個人情報保護のため、口座番号の一部を\*で表示しています。
- 各納期の納期限日に振替納付を行います。ただし、納付方法が全期の方は、第1期の納期限日に1~4期分の合計税額を振り替えますので、納期限前日までに指定口座へ納付税額をご用意ください。
- 口座情報を確認し不明な点がありましたら、課税係03(3546)5276へご連絡ください。

賦課の要旨については裏面に

収入・所得・特控・繰引等 (円)		所得控除 (円)		税額明細	
				課税標準額 (円)	特別区民税所得割額 (円)
				都民税所得割額 (円)	
				合計額	

「税額明細」と「特別区民税所得割額」の列を参照し、特別区民税の所得割額と人的控除差調整控除以外の税額控除の額を合計します。